

法人化準備委員会（第16回）

議事録

1.日時：2026年6月11日（木）15：00～17：40

2.開催方式：オンライン

3.参加者：光石 衛、堀 正敏、三枝 信子、磯 博康、吉田 文、川嶋 四郎、
明和 政子、尾崎 紀夫、北川 尚美

○光石委員長

定刻になりましたので、日本学術会議法人化準備委員会第16回を開催いたします。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。まず、出欠について、本日は日比谷副会長、第三部の沖部長がご欠席と伺っております。

それでは、議題1の会長候補者選考についてに入ります。資料1について、まず、事務局より説明をお願いします。

○事務局

はい。それではご説明をさせていただきます。会長候補者選考につきましては、前回まで、何度かご議論をいただいたところでございますけれども、前回までのご議論につきまして、幹事会のメンバーの方にもお諮りし、ご議論をいただいたところ、一定のご議論、ご意見があったところでございますので、それを踏まえた、修正案を示させていただくということでございます。

具体的な修正は、この赤くなっているところでございます。これまでの案におきましては、左側の会長候補者選考については、9月3日に委員会を開催して、選考をした上で、次期の会員になる方々に、自薦をお願いするという形にしておりました。これに対して、幹事会のメンバーのご議論では、自薦、つまりご自身が会長になりたいという意思はこれで示される形になっているけれども、ご自身ではなくて、特にこの方に会長になっていただきたいというような、いわゆる他薦も合わせて、実際に会長を選ばれる次期の会員の方々ができるようにしてはどうかというご議論がありましたので、修正を行っております。

具体的な流れですけれども、この右側の赤い囲みのところをご覧いただければと思います。9月1日から4日頃、すなわち、会長候補者選考委員会の開催予定とほぼ同時期になります。これは前後どうするかについてもご議論いただければと思いますけれども、承継会員・会員予定者、つまり次期の会員になる方々に対して、自薦・他薦を受け付けてはどうか。

具体的には、230名の方が1人1票の投票権を有して、230名の方の誰かに投票できるような仕組みにしてはどうか。従いまして、それでご自身のお名前を入れられれば自薦ということになりますし、他の方の名前を入れられたら他薦ということになります。

ここで、何らかの得票をされた方、例えば1票であっても、候補として、名前が上がった方

については、9月8日以降、本人のご意思を確認し、意思がある方については抱負等の提出を依頼する。これは左側の選考委員会で選ぶ方と同様ということでございます。

最終的に、24日ごろぐらいまでに抱負等を出していただきまして、提出があった方については、これは会長候補者であり、自薦者であり、他薦者であるということですので、次期の会員の方に事前にお示しした上で、成立時総会において、それらの方による所信表明を行った上で、投票してはどうかという修正案でございます。

具体的な流れ、今申し上げたことは、3ページにも赤字で書いているところでございます。

以上が修正点のご説明でございますけれども、合わせて一点、ご報告がございます。こちらの左側の会長候補者選考委員会に関わる部分でございますけれども、前回までご議論いただきました通り、会長候補者選考委員会については、幹事会の構成員及び分野別委員会の委員長からなると。ただし、これらの方が、次期の会員になるような場合には、代わりの方を、各部、あるいは委員会の方で指名をするという形にさせていただいております。ただ、特にこれは委員会に関わる部分ですが、場合によっては、どなたもご都合が悪かったり、あるいは、そもそも承継会員になっていたりして、要は委員会で誰も当日出席できませんというような場合もあり得るのかと思います。そういう場合には、例外として、事前投票を可能にするという形にさせていただければと考えておりますので、合わせて報告をさせていただきます。

資料1のご説明は以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。会長候補者選考について、いくつかあります。まず、大きいところは、前日の幹事会懇談会で案をお示ししたところ、ここでもそのような意見はかねてからありましたが、次期から会員になる方が、前期の内に決まってしまうのではないかという不満をお持ちになる可能性がある中で、それをなんとか払拭できないかという懸念、ご意見です。そうした不満が残ることは、よくないであろうということで、例えば、こういう形にしてはどうかというのが今回お示ししている自薦を含め、他薦も行ってはどうかという案です。

仮にこれでいいとした時に、9月3日に投票で行う10位までに得た票と、この自薦・他薦は、自薦も他薦もボタンをクリックするだけになるので、区別がつかず、それは一票ということになりますので、その重みの差が、気になるというところです。これがまず大きな議論のポイントです。

多少細かくなりますが、今日の資料の3ページに、自薦・他薦が9月1日からとなっており、受付期間が、9月1日～9月4日頃と書いてあります。この「頃」は良くないと思います。17時なら17時、15時なら15時、23時59分もありえますが、厳密に切らないと良くないと思います。それはさておき、この9月3日の投票よりも前に実施するのか、事後に実施するのか、あるいは、両方にまたがってもいいですが、これについて、もう一度、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

事務局から伺っている話では、システムは1つのみ設けるので、9月3日の13時30分から、1時間もかからなくて10分ぐらいで終わるのではないかと思います。その時間帯に自薦あるいは他薦の方が入力しようとするとはできないそうです。その時間帯はどのみち排除せざるを得ないという状況です。これはシステム上の制約です。

立会人が会長と書いてありますが、立会人は、私だけではなくて、是非とも事務局長にも入っていただきたいと思います。前回から変更している部分がありますので、そこについて、皆さんのご意見を頂戴できればと思います。

幹事会懇談会にいらっしゃった方で、補足の説明、あるいは、ご意見がありましたらお願いします。

多少付け加えますと、10月1日を待たずに予備的なことを行うということは、特に問題ないということです。正式な投票が10月1日ということであれば、良いのではないかと思います。

実は、とある分野別委員会において、ほとんどの方は交代し、残られる方、投票の権利がある方が、9月3日の日には出張か何かでどうしても参加できないそうで、どうしたらいいでしょうかという問い合わせをいただいております。棄権とするという方法もあるかもしれませんが、そうするとそれはそれでまた問題を起こしかねないので、事前投票を受け付けることにしてはと思っています。実は、もう昨日、分野別委員会の方にはその連絡をしています。事前投票が可能ならば、他の人に頼むこともないということもありうるので、やむを得ない場合にはというのをつけて、その連絡をしているところです。そこは、先に連絡をしてしまいましたが、ご意見等いただければと思います。

いかがでしょうか。ただ今の件でやむを得ないと思われるかどうかなどもありましたらお願いします。

○川嶋委員

非常に丁寧にいろいろ考えていただきまして、ありがとうございます。私が気になるのは、前も質問したかわかりませんが、もともと、新会員の候補者が明らかになるのがいつ頃かということと、その新会員についての情報は新会員とか承継会員の中で共有されることになるのかどうかということです。つまり、自薦・他薦と言われましたが、自薦の場合には自分が会員、新しい27期の会員になると言うのだったら自薦される方もいらっしゃるのですが、他薦の場合には、その27期の場合に新しい会員に誰になるかということがわからないと、他薦ということが困難ではないかと思いました。全体の情報を全体が平等な形で知ることができるようになるのがいつ頃なのかということをお聞きします。それから、メールアドレスの話とかもありますので、情報の交換というか、意思疎通なんかも、そういう時に可能になるのかどうかという質問です。まず、大前提の候補者となる人、要するに、新会員が明らかになるのはいつかということについて、教えていただければと思います。

○光石委員長

はい。正確には事務局に回答をお願いした方がいいかもしれませんが、まず、候補者につ

いては、ご存知の通り、8月6日、7日の臨時総会の際に承認をいただく予定です。その後、設立委員で内閣総理大臣から指名されている私が承認することになります。これは日学の手続きではなく、内閣府側の手続きになります。それは、8月下旬になるのではないかとされています。もちろん9月1日より先にはわかるわけですが、その時点で結構差し迫っているといえは差し迫っていて、その8月の下旬というのが中下旬、お盆もありますし、どのくらいの日にちになるのかというのは、私も正確にはわからない状況です。そのような日程になるのではないかと思います。

確かに、新会員に説明、あるいは何らかの情報をお伝えしないといけません。9月14日に会員説明会を実施する予定がありますが、これでは間に合わないの、それよりも前に会員にお知らせする必要があります。メール共有の問題点とは別に、事務局はすべてのメールアドレスを把握できているはずですので、メールで連絡するということは可能と思います。

会員の公表、新会員の皆知る状況になってから、速やかに会員説明会ができるかという、そこは難しいかもしれません。あらかじめ録画をしておいて、それを見てくださいということは可能かもしれません。一番確実な方法はメールで連絡することになるのではないかと思います。間違っている、あるいは補足説明があれば事務局からお願いします。

○事務局

はい、ほぼ、会長のおっしゃった通りでございまして、8月6、7日の臨時総会において、候補者選考委員会の方で選ばれました会員の候補者のリストについて、承認をお願いするということになろうかと思います。ですので、承継会員の方については、この時点で事実上、どなたが新しい会員になるかをお分かりいただけるということになろうかと思いますけれども、当然人事ですので、非公開で行われますので、外に出るというわけではございません。それを踏まえて、今会長がおっしゃられました通り、設立委員としての会長による候補者の指名行為が行われます。こちら、おっしゃる通り内閣府の手続きになるということで、どのぐらいかかるかというところがまずはっきりしてないところがあるのですが、少なくともこの9月の自薦・他薦の段階までもつれ込むということはないのかなとは思っているところでございます。指名行為が終わりましたら、オープンにする、あるいは会員候補者の方に共有するということは、おそらくできるだろうと思っておりますけれども、それをどのタイミングでやるのかというのについても、また、ご議論、ご検討があるところかと思っております。そこは確定的なものがあるわけではございません。

○光石委員長

先ほど川嶋先生から質問がありました連絡、周知の方法については、メールでしょうか。事務局どうでしょうか。

○事務局

そうですね。公開してしまえば、別に秘密でもなんでもないので、普通にメールでもいいと思うのですが。もし公開はしないけれども、新会員の方にだけ共有するとかいうようなこ

とをされるのであれば、扱いをかなり工夫しないといけないのかなと思っております。

○光石委員長

例えば、メールであれば、会員の氏名の公表は、8月の下旬になるかもしれませんが、他薦も受け付けますということをおあらかじめ知らせるということは可能だと思います。あくまでも予定者ですが。

○川嶋委員

大変丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。ちょっと心配なのは、今おっしゃられたように、8月6日、7日には名前は出るということですが、指名行為がまだない。この8月6日、7日に出た名前の人がすべて新会員になられるということは、私はそうあるべきだと思うのですが、任命拒否はないということで、指名拒否もないということだと思いますので、そのままなれるとは思いますが、この約一月、8月の間のこの人事管理というか、名簿管理は私かなり微妙なデリケートな問題ではないかと思いました。それをフライングというか、なんとかいうかわかりませんが、事実上、おそらく活動が始まることになると思いますので、慎重な取り扱いをしないと、今度、新しい法律では罰則とか何とか出てきますので、私は若干心配しております。

それから、ちょっと面白いなと思いましたが、新会員の方というのは、実はある意味で純然たる新会員だけではない可能性があることです。つまり、26期でも任期が終わられる方が、今回こういう規定になっていますので、新たに会員になられるということもありますし、また、かつて会員だった方で、まだ年齢の制限にかかっていない方が改めて期を空けて会員になられるというようなこともあって、実は、かなり新会員は多彩になる可能性もなくなはないかと思えます。

先ほど、投票の際の情報の格差とか、あるいは現会員が新しい会長を決めるという手続が、やや疑問であるというような話もあったのですが、おそらく投票の時なんかには、身分、つまり承継会員であるとか、新会員であるとか、そういうことは、本人が抱負のところで述べられたら別かも知れませんが、さらの状況での投票と言いますか、9月3日の時に投票をしたりするときには、230名の略歴みたいなものが配布されて投票することになるでしょうか。そのあたり、細かい手続ですけど、教えていただければと思います。

○光石委員長

従前と同様にということであれば、以前も、経歴等が書かれているA4の一枚のものはあったと思いますので、それと同じであれば、簡単には言いませんが、事務局が大変かもしれませんが、用意はできるのではないかと思います。そういう情報がないと投票できませんね。事務局どうでしょうか。その詳細はまだあまり詰めてはいません。

○事務局

そうですね。そこもご相談になるかとは思いますが、指名行為が終われば、当然ご本人との接触もできますので、何らかの書類をお願いするということは可能にはなるかとは思いますが、日程も限られておりますので、どこまでできるかも含めてご相談になるかとは思いますが。

○光石委員長

A4 一枚の、例えば、今期の最初の時、前期もあったと思いますが、それをあらかじめ用意しておくということは、日程上難しいでしょうか。

○事務局

もちろん承継会員の方は何の問題もないかなとは思いますが、予定者の方をどのようにするか、事務局が勝手に作ってはいけないものだと思います。ご本人に諮ってという感じになるのかとは思いますがけれども、どのタイミングで、どの程度のものをいつまでをお願いするかということも含めて、ちょっと、検討させていただければと思います。

○光石委員長

結局は臨時総会の後、できるだけ速やかに、内閣府には手続き、事務処理をしていただかないと思います。

○川嶋委員

私もそれに賛成ですので、ぜひよろしくお願いいたします。その関係ですけど、さっき、9月3日の、これは会長候補者の選考委員会の開催ということですが、これも結局、投票はおそらく何十分かで済むのかもわかりませんが、これまでに資料何かをいただけたという前提でのお話でしょうか。それともこの委員会の中で、閲覧みたいな感じで資料が見られるということでしょうか。230名から選択をする時に、その230名の情報というのはなかなか得にくいような感じもいたしますので、そのところどういうふうにするのかということをお聞きしたいと思います。もし後で説明されるのであれば、先走って申し訳ありません。

○光石委員長

事務局いかがでしょうか。

○事務局

ご相談かと思いますが、もちろん、所属とか、本当の基本情報みたいなものは、事務局で簡単に整理することができると思います。それ以上の略歴とかになりますと、おそらくご本人にお願いしなければいけないかなと思いますので、それも、指名行為が終わった後に、という感じになるのかと思います。

○川嶋委員

それは、9月3日よりも前に見せていただける機会というものはあるでしょうか。それとも9月3日に集まり、そこで閲覧をすることによって投票するという形になるでしょうか。

○事務局

そうですね。そこも結局、指名行為が終わった後に、そういうのをまず会員の予定者の方にお願ひして、いつまでに出てくるかに関わってくるところで、かなり余裕を持って出していただけるようであれば、事前にそれをご覧いただくということは可能なかと思ひます。

○川嶋委員

なるほど。ありがとうございます。新しいプロセスを作るということで、しかも、先例になってこれから後も、こういうことが繰り返されることになるかと思ひますので、最初は非常に大変だと思ひますが、ぜひよろしくお願ひいたします。その時にはおそらく、例えば10月1日に投票するというような時には、その投票の対象となる候補者が、結局どういう方かというのは、もちろん抱負でとか履歴とかなんかでわかると思ひうのですが、ただ、それ以外の人に投票してもいいということでしたよね。

○光石委員長

はい。そうですね。

○川嶋委員

そうすると、それ以外の人たちの名簿みたいなものも一応全部配布されるというか、投票用紙に書いてあるということでしょうか。けれども、名前以外に、所属とか、部とか専門とかいうこと以外に、何か情報が伝わるシステムが設けられるということでしょうか。

○光石委員長

10月1日には、少なくとも今期のようなA4一枚は可能と思ひます。今まで可能だったわけですから。上位10名で受けようと思ひう方、あるいは自薦・他薦で、自薦の方はもちろん、他薦の方の場合も意思確認をして、それらの方々の略歴、抱負、業績等は当然見える形になっていると思ひます。紙に書いてあるのではなく、オンラインです。

○川嶋委員

はい。そうですね。10月1日はオンラインでしたね。

○光石委員長

基本的にはオンラインです。システムがうまく動かない人、あるいはオンライン投票は嫌という方がもしかするといらっしゃるかもしれません。その方には紙で投票いただくということになります。

9月3日については、状況としては準備はクリティカルと思います。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。これまた、おそらく後で話されるかもしれず、先走った話になるのかもわからないのですが、10月1日の投票の時には自薦、他薦あるいは会長候補者選考委員会選考の候補者以外の人に投票してもいいというような話でしたよね。

○光石委員長

はい。その通りです。

○川嶋委員

そうですね。それについて、私はこれまであまり何も言わなかったもので、それでいいかなと思っていたのですが、事務局の事務手続の負担ということを考えたら、ある程度絞られてきたら、10月1日は、もう絞られた方だけで投票してもいいのではないかという気もしたのですが、やはり開かれたほうがいいというお考えなんでしょうね。

○光石委員長

そこはそうですね。開かれた形で。

○川嶋委員

はい、わかりました。多分そういうご趣旨だろうとは思ったのですが、これまで、慎重な丁寧なプロセスで候補者を絞っていくという作業をするわけですので。それが一番最後の10月1日の投票の場面でも生きるという方が、やり甲斐ではないですが、プロセスに意味があったということにはなるのではないかと思いますので、意見を言わせていただきましたが、皆さんが最後まで投票はオープンでいいということでしたら、私は全く異存ございません。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。予想ができない部分もあり、例えば、上位10名とした時、プラスアルファもちろんありますけれども、この10位の方が何票を取られるかは、予想できません。

今回実施してみて、次期には、3年後になりますが、修正していただければいいと思います。

公表する際には、10名で選ばれた方、すなわち投票で選ばれた方と、自薦・他薦の区別はすべてない状態とする予定です。

○尾崎委員

オンラインでの実施において、通信状況の悪化により投票等の手続きに支障が生じた場

合、再投票などの救済措置は原則として想定されていない（資料１に「対応不可」と記載がある）という認識でよいでしょうか。また、そうした不測の事態への要件について、特段の事前決定は行わないという方針で相違ないでしょうか。

○光石委員長

それは９月３日のことでしょうか。できるだけ救済をしようと思っています。その救済の方法は、例えば、電話連絡いただく等です。誰に投票したかは、事務局は分かってはしまいますが、それはみんなには知らせないという形で、緊急の場合には、どうしてもつながらない場合には、ここに連絡してくださいなど、そのような方法をとって、できるだけ救済をするということを今は考えております。

もしそれでよければ、そのようにいたします。もちろん、会場に来られている方、日学に来られている方については、正常に動作しなければ、紙をお渡しして、それで投票いただくことを考えています。iPad などをお貸しするという方法もあるかもしれません。二重投票を避けるようにしないといけませんので、システム上可能かどうかを確認しないといけません。そのような方法も含めて考える予定です。よろしいでしょうか。できる限りの救済はしたいと思います。

○尾崎委員

資料１の１ページ目にオンライン出席者の通信不具合等の対応は不可、と記載されているので、確認した次第です。

○光石委員長

日学に来られていれば、何らかの対応ができますが、オンライン出席で手を尽くしても対応できない場合には、もう仕方ないと思います。９月３日の投票で、とある分野別委員会が誰も出席することができないので、あらかじめということも可能してはと思います。遠隔地から投票される方からは、あらかじめいただいておりますか。どうでしょうか。そこまで考えますか。

○尾崎委員

不可と記載されていることに、疑問を持ったので、確認しました。以上です。

○光石委員長

対応できない可能性があるということです。

○尾崎委員

はい。了解です。

○光石委員長

はい。他にいかがでしょうか。他薦も認めるということでもよろしいでしょうか。繰り返しますが、一票の重みが、9月3日の投票の際に10位の方が何票取られているかということは、予測でないですが、それと比較してどうかという点があります。7位か8位ぐらいから一票の方が10人ぐらい並ぶということもないとは言えません。ばらける可能性もあります。その点が一つ。今回はこれで実施するしかないかもしれません。自薦・他薦の受付期間をどのように考えましょうか。とにかく並行しては実施できません。あらかじめ受け付けるか、それとも、9月3日をまたいで受け付けるか、あるいは9月3日以降に受け付けるか。いかがでしょうか。

色々な考え方があり、選出されるのであれば、自分から言わなくてもいい、あるいは事後に言うよりは、あらかじめ言う方がいいなど。

○事務局

すいません、念のため補足させていただきます。今またがって、というお話がございましたが、投票の枠というか、回がまたがると多分切れてしまって、2回分になってしまうので、一人一票というのが難しくなってしまうので、事前か事後かのどちらかの方がよろしいかと思います。以上です。

○光石委員長

念のため確認です。9月3日に投票する権利のある方が、他薦をするということは、ありえないでしょうか。来期に会員でない方が、とにかく9月3日は投票し、他薦ができる方は来期、承継も含めて会員である方ということで合っていますでしょうか。3日に投票したが、選ばれなかったのもう1回他薦するということはないと思ってよろしいでしょうか。

○事務局

はい、さようでございます。会長候補者の選考委員会からは、承継会員または会員予定者は除くということにしております。一方で他薦ができるのは、承継会員または会員予定者で、つまり次期の会員となりますので、両者は兼ねるということはないという整理になっております。

○光石委員長

はい。自薦・他薦をその3日より前にするか、後にするかについて、ご意見いかがでしょうか。

9月3日に誰が選ばれたかということは誰もわからないわけです。したがって、先程のように選出されるのであれば言わなくてもいいということにはならないです。

○川嶋委員

はい。私はちょっと想定が気になりました。理想的な形としましては、やはり9月3日ま

でにすべて終わっているのがいいのではないかと思います。今おっしゃられたように、9月3日の情報が、例えば外に出るとかいうことは問題があるかと思います。それから、9月3日の後に自薦・他薦が行われるということが、仮にあったとしても問題はないと思うのですが、要するに、誰にでも投票できるというシステムを最終的には取るということですので、問題はないと思うのですけれども、できれば、会長候補者選考委員会というものを立てている以上は、一応そのルートに乗った方がいいのではないかと思います。

ただ、もしも9月3日までに自薦・他薦を終えないといけないと考えた時には、ちょっとデリケートな問題が生じるかなと思いました。それはどういうことかということ、要するに会長候補者選考委員会で自薦・他薦の人が選ばれなかった場合に、どういうふうに思われるかというか、どういうふうに扱うか。もちろん、自薦・他薦は総会の時の候補者になるわけですが、結局会長候補者選考委員会で、結局自薦・他薦の人が選ばれなかったと思われてしまう可能性もあって、ちょっとそのあたり微妙だと思いました。そういうことを考えたら、自薦・他薦は後からの方がいいのかなとも思います。でも、その自薦・他薦が後からと言っても、実はその人たちにはわからない形で、実は候補者になっているかもわからないという問題もありまして、どういうふう考えたらいいいのか、ちょっと政策問題になるような気がします。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。自薦・他薦の人が選ばれなかったかどうかは、立会人の私と、事務局長しかわかりません。誰が何票取ったかは公表しません、公表する予定ではありません。9月3日の投票が滞りなく終わるということであれば、この候補者選考委員会で自薦・他薦の人と10名までに入った人を加えて、投票していいかどうかをお示しするということは、可能かもしれません。

しかし、今のところ公表はもっと後になります。辞退した人をわからない形にするので、自薦・他薦プラス会長候補者選考委員会の投票結果は公表しません。候補者に受けるかどうかを伺った後に公表することになります。

事務局、そういうプロセスでよろしいですか。

○事務局

そうですね。自薦の方については、もちろん、ご自身でわかりますし、他薦された方については最終的にそれがリストで共有された時に、その方が含まれていないということは、推薦者にはもちろんわかってしまうわけですが、ただその場合は、別にそれは選考委員会で選ばれなかったという意味ではなくて、ご本人が意思を示さなかった、抱負等を出さなかったということになるということかなと思います。

○光石委員長

今ちょうど画面に表示されているところで、本人の意思確認が9月14日頃までとなっています。したがって、10名に選ばれた方も、他薦の方も、その時まで意思確認を行うとい

うことですね。

○事務局

さようございます。なので、もちろん自薦の方が意思を示さないということはありませんと思うのですが、他薦の方、それから選考委員会で選ばれた方の中には、私はなりませんということで抱負を出さない方もいらっしゃると思います。そういう方は、9月末に共有されるリストには当然載りませんので、それを見て、私が推薦した人が入ってないということになることはもちろんありますけれども、それはもうご本人の意思で辞退されたということになるということだと思います。

○光石委員長

はい。候補者選考委員会で名前を確認してもいいかと思いましたが、それもやらないということですね。自薦したが、途中で考えが変わったという人もいないとも限りません。

他の方、いかがでしょうか。

そうしますと、自薦・他薦も、9月3日より前、少なくとも13時30分より前ということでしょうか。2日までとするか、3日の10時ぐらいまでとするか。システム上の整理の都合で決まってくると思います。

それでは、まずは、このような意見でまとめをし、次回が6月19日にありますので、そこで、もう一度確認をいたします。臨時総会の時にあまり細かい話を検討しているようではいけないと思いますが、皆さんが出席されますので、意見が出るかもしれません。まだ何度か機会がありますが、今いただいた意見で、まずは規則を作りたいと思います。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。そうしましたら結局、自薦・他薦ということを知ることができる人というのは、事務局の方と会長だけという感じですかね。

○光石委員長

いや、できるのは皆さん。

○川嶋委員

いや、そのある候補者が、その自薦なのか他薦なのかと、あるいはその会長候補者選考委員会で絞られた10名に入っているのかというようなことについての認識ですけど、少なくとも、自薦・他薦の人を知ることができるというのは、会長と事務局だけということでしょうか。それともこの会長候補者選考委員会も知ることができるのでしょうか。

○光石委員長

そうです。会長候補者選考委員会もわからないと思います。

○川嶋委員

わからないですよ。そうしましたら、場合によってはその会長候補者選考委員会で選ばれた人が、他薦の人の場合もあれば、自薦の人もあるという、重複することもあり得るということですよ。最終的に投票するときには、その背景は全部消されるので、自薦なのか他薦なのか、この会長候補者選考委員会での推薦なのかということは、わからないということです。それだと、すごくフェアというか、フラットな情報で投票できるかと思いました。ありがとうございます。

○光石委員長

リストに出てくる名前の人は、少なくとも選ばれれば辞退はしないはずであるということです。10月1日に選ばれれば。

○明和委員

先ほど光石会長が事前投票もありだって触れられたところにお話移ってもいいですか。私自身が総会に海外出張で出られませんので、事前投票の設定はありがたいと思っているのですが、その日程は決まっているのでしょうか。

○光石委員長

すいません。10月1日の事前投票ではなくて、9月3日の事前投票です。

○明和委員

承知しました。そうしましたら、10月1日に出席できない会員は投票権なし、ということですね。

○光石委員長

オンライン投票も認めます。

○明和委員

飛行機の中でできるのかなという不安があります。

○光石委員長

それは通信状況によりますので、できるともできないとも言えません。

○明和委員

承知しました。9月3日の時点の事前投票ということですね。

○光石委員長

1回目の投票については、あり得るのですが、2回目、3回目、4回目を実施しないといけ

ません。そうすると、誰が残るかは全く予想ができませんので、それを事前というのは、難しいと思います。申し訳ないですが、10月1日については、今のところ、事前はなしにしようと思っています。

○明和委員

委任状みたいなものは不要ですか。

○光石委員長

委任状ですか。今まであまり考えてないです。

○明和委員

その時点で、日学のオンラインシステムに接続できる方を母集団として選択していく、ということになりますか。

○光石委員長

そうですね。飛行機の中からメールを送れないことはないかもしれませんが、10月1日は、そこまでの対応は難しいのではないかと思います。現場にいらっしゃる方については、救済措置は設けようと思います。

○明和委員

はい、承知しました。ありがとうございます。

○光石委員長

はい。それでよろしいでしょうか。最大230名いらっしゃる可能性があり、個々にまでは事務局も対応できないのではないかと思います。現場の方はもちろん対応します。

他にはいかがでしょうか。

まず、このような形で実施できればと思います。もし、気になるようなところがあれば、またお願いしたいと思います。

それでは議題2の日本学術会議会則（案）についてに入りたいと思います。資料2について、まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい、ご説明をさせていただきます。資料2、日本学術会議会則（案）についてでございます。会則の案につきましては、前回、第十一章の部から第十三章の事務局のところについてご議論いただいたところでございますけれども、今回ご議論いただきますのは、この黄色い網掛けがかかっている部分、第五章から第九章の部分ということでございます。順次ご説明をさせていただきます。基本的には、この4ページ、5ページの概要に沿ってご説明させていただきますけれども、6ページ以下に会則案の現物がついておりますので、適宜ご参照

をいただければと思います。

まず、会員候補者選定委員会、選定助言委員会、運営助言委員会についてでございます。こちらについては、その業務などについては、もうすでに法律で決まっておりますので、今回、会則で規定いたしますのは、役員、議事、議決等、具体的に言いますと、委員長、副委員長一名ずつを置くとか、委員長を互選で選出するでありますとか、定足数が過半数であるとか、出席議員の過半数で議事を決するとか、他の会議体と同じような規定を置くということでございます。一点だけ違いますのは、選定助言委員会と運営助言委員会については、議事は原則公開としますと。ただし、必要がある時には議決を経て非公開とすることができるという規定にしているのですが、会員候補者選定委員会については、扱う事項の性格上、原則公開というわけにはいかないかと思っておりますので、この規定を置いていないという違いがあるということでございます。以上が会員候補者選定委員会等ということでございます。

続いて会員についてでございます。会員については、会員は非常勤とする、ただし役員である会員、すなわち会長と副会長ですが、は常勤することができるという規定を今回新たに置いております。これは連携会員が非常勤であると規定していることとの並びということでございます。それから、実際の選考手続きでございますけれども、すでに法律第三十条第二項という規定がございまして、会員、大学、研究機関、学会、経済団体、その他の民間団体等から推薦を求めることは法律に書かれております。一方で、連携会員について書いておりませんので、連携会員、その他会員候補者選定委員会が定める者が、会員候補者選定委員会が定めるところにより、会員候補者を推薦することができるという規定を置こうとしております。

それから、補欠の会員の選任について、基本的な手続きは、これまで同様、会員候補者選定委員会は部に推薦を求めて、部から推薦を出していただいて、会員候補者選定委員会が、審査を経て、名簿を作って総会に出して総会で決めるという流れでございますけれども、それに合わせて、この一行目、過去3年以内の会員選任時の推薦結果を活用するという規定を置いております。これは何かと申しますと、先ほど法律の規定をご説明いたしましたけれども、会員の推薦にあたって、会員はもちろんですけれども、大学、研究機関等、外部の団体から推薦を求めることと、幅広い候補者を得るために必要な措置を行わなければならないという規定があります。この規定は補欠の選考が外されていけませんので、補欠の選考に当たっても、これをしなければいけないのですけれども、実際問題として、補欠の会員、一人、二人の方を選ぶ際に改めて、すべての団体にその推薦をお願いするというのは、なかなか難しいことでございますので、過去3年以内の会員選任時の推薦結果、具体的に言うと、直近の半数改選の時に幅広く聞くということになりますので、その推薦結果を活用できるということを、この規定で置こうとしております。

続いて、辞任についてでございます。会員の辞任、現在は総理大臣の任命を経て、公務員ということになっておりますので、辞任する時も総理大臣の承認等が必要になっておりますけれども、今回はそういうことなく、ある種契約関係のようなものになりますので、基本的には会員の方がご自身の意思で辞めたいとおっしゃれば、会員を辞められるということになります。ただ、明日辞めますということで、いきなりおっしゃられても、なかなか実

務の点からして難しい点がございまして、お辞めになる日の 30 日前までに、会員候補者選定委員会に申し出ていただいて、会員候補者選定委員会が役員会に報告するというような仕組みにさせていただいております。

それから、その次が会員の解任でございます。会員の解任については、法律で会議の業務に関し、著しく不適当な行為をしたと認めるときは、会員候補者選定委員会が解任を求め、総会で解任を決定できるという規定がございまして。今回会則で規定するのは、そういう解任をするときに、会員候補者選定委員会がご本人の弁明の機会を与えなければならない。これは現行でもある規定でございまして。合わせて、会員候補者選定委員会が総会に解任を求めるときには、審議の経緯、その内容、それから解任を求める理由を提出しなければならないという規定を置いております。

続きまして、業務でございまして。これは内容がいろいろございまして、まず意思の表出について。意思の表出については、すでに法律に規定があります諮問に対する答申と勧告以外のカテゴリー、要望とか声明とか提言ですけれども、これについて規定をしておりまして、この中身、カテゴリーについては特段変更はしておりません。合わせて、それぞれ、意思の発出主体が、部であったり、委員会であったりすることになりますので、それができますということを会則本文にも規定しております。

続いて地方の関係です。こちら地区会議については現在も規定がありますが、地方学術会議については、これまで会則の規定がなく、別途幹事会決定で決まっておりました。今回、その位置づけを明確に会則に書いてはどうかというものでございまして。その際に、やはり地区会議と地方学術会議の違いが分かりにくいということもありますので、その違いが分かるように、それぞれの目的規定を書いて、それぞれ少し目指すところが違うというところを明らかにしたいと考えております。

続いて、日本学術会議協力学術研究団体でございまして。こちら、特に中身が変わるわけではございませんけれども、承認については、これまで幹事会でということだったのですが、会長承認という形に変えさせていただいております。

それから、シンポジウム、フォーラムについては、特にこれまで会則に規定はなかったのですが、重要な取り組みでありますので、会則に明確に、シンポジウム、フォーラム等その他の方法によって、法に書いてあるような取り組みをできますということを明示したいと考えております。

それから、国際活動については、この後役員会決定の方でも出てまいりますけれども、これまで国際活動の内容として、二国間の学術交流という規定はあったのですが、S20 とか G サイエンスといったような多国間の交流が明示されていなかったもので、ここを明示したいということ。また、そういった中で、いわゆる共同声明などを発出するということがこれまでもあって、非常に大事な役割であると思うのですが、これも特に規定上何も書いていなかったもので、共同声明を発出できますということを規定上明記してはどうかと考えております。以上が業務でございまして。

続いて、中期的な活動計画等でございまして。こちら内容などについては法律に書いておりますので、会則に書くことは、中期的な活動計画については、別に定める委員会、具体的

に言うと、ここに書いてある中期的な活動計画・年度計画委員会、前回委員会のところでご覧いただいたかと思いますが、機能別で置くことを予定しておりますけれども、この委員会で案を作成すること。自己点検評価も同じように、自己点検評価委員会で案を作成すること、ということを書く予定でございます。また、自己点検評価の作成にあたっては、当然、学術会議各組織にご協力いただかなければいけませんので、会員、連携会員、職員、役員会、部、委員会、その他の学術会議の会議体について、自己点検評価の委員会が、資料の提出その他の協力を求めることができますと。それに対して、実施に協力しなければいけないということを明示しております。それから、自己点検評価の結果については、これは法律において業務運営の改善に反映しなければいけないというようなことも書いてありますので、これはちゃんと会長がそうしますということも合わせて書いています。

それから、外部評価でございますけれども、こちらについては、今回の議論で、自己点検評価のいわば前提として行うということになったかと思うので、明示的に、自己点検評価の実施にあたって、外部評価を実施し、その結果を活用するということを書いています。またその構成員となります有識者の方々ですけれども、学術会議に対して利害関係を有しない者というのを原則とするという書き方にさせていただいております。

続きまして、連携会員でございます。まず連携会員（特任を含む）ですけれども、学術会議が委嘱するという書き方にしています。これは会員と同様、任命行為が今回なくなりますので、こういう書き方にさせていただいているところでございます。その業務としては、会員と連携し、法 37 条、これは学術会議の業務ですけれども、その業務に携わるということ。それから、本委員会のご議論におきまして、定年は会員に揃えて 75 歳に達する日以降の最初の 9 月 30 日までとなっております。それから任期も 6 年から 3 年に変える。それから再任可能だけれども、トータルで 12 年まで。その中には現在の仕組みにおける連携会員としての任期も含めますという整理であったと思いますので、そのような規定を置いております。また附則の規定を置いておまして、これは次期の特例の規定でございます。具体的には、会長が令和 8 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間、本則に書いてあるような、任期 12 年の縛りとか、あるいは手続きとかに縛られずに連携会員の委嘱を決定することができると。この規定を根拠に、現在の連携会員である方、任期の切れる方も切れない方も含めて、会長が委嘱することによって、3 年間連携会員を務めていただくことができるということとなっております。なお、10 月 1 日から 12 月 31 日までの間というように幅を取っておりますのは、連携会員の方の任命にあたって、兼業許可など取る必要があるかと思います。それにかかる日程、時間が要する可能性がありますので、少し幅を持たせているということでございます。それから 4 つ目、連携会員が委員会、分科会等の委員になることができるという、これも現行の仕組みをそのまま規定したものでございます。それから、その委嘱プロセスも、これは、これまでとほぼ同様でございます。会員、連携会員が、これは役員会附置で置くことを予定しております連携会員選考委員会の方に推薦し、その委員会が名簿を作成し、役員会が候補者を決定し、会長が委嘱をするという仕組みです。それから、連携会員の辞任については、会員と同様 30 日前までの申し出。それから、解嘱、先ほどの会員の解任と同じですが、これもほぼ会員と横並びで、会議の業務に対して著しく不適切な行為をし

たと認めるときは、連携会員選考委員会が弁明の機会を設けた上で、役員会が解嘱を求めて会長が解嘱するという仕組みにさせていただいております。

資料のご説明は以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。このページから後に参考というのが出てきます。ここは後から説明があるのでしょうか。

○事務局

そうですね。6 ページ以下、今ご説明した内容を規定にしておりますので、もしご不明な点あれば、ご質問いただければと思います。

○光石委員長

はい。まずは今のところまで、概略について繰り返しになる部分もありますが、新たに出てきた部分もありますので、ここについてのご意見をいただければと思います。例えば、辞任をしようとした時には、30 日前でいいかどうかという点があります。また、業務のところで、P と書いてありました地方学術会議が地区会議と紛らわしいので、例えば、地方学術講演会としてはどうかというような意見もありました。ここはどうでしょうか。まだ P の状況になっています。

連携会員が委員会、分科会等の委員になることができるということですが、委員長にもなることができるかどうかは、これは規則には書かれるのでしょうか。今、説明を聞きながら思いました。

○事務局

会則の方で、委員会の委員長は委員の互選によって決めることとなっておりますので、委員になれば委員長にもなれるという仕組みになるかと思います。

○光石委員長

なるほど。そういうことです。ここまでの概略で何か気になるようなところはありますでしょうか。

○川嶋委員

すみません、もしなければよろしいでしょうか。まず会員のところですけども、「ただし、役員である会員は常勤とすることができる。」という規定が、新たに設けられるということです。これは可能だとは思いますが、誰がどういう手続で常勤になるかならないかを定めることになるのでしょうか。

○光石委員長

これはどうでしょうか。例えば、会長の場合には、誰かが承認するのかという話ですよ
ね。

○川嶋委員

そうですね。費用負担というか、財源の問題とも関わったり、あるいはその雇用保険と
か、いろんな問題に関わってきますので、常勤と非常勤はだいぶ取り扱いが異なるかと思
いましたので、質問させていただきました。

○光石委員長

事務局いかがでしょうか。役員は会長、副会長まででしょうか。監事は入るのでしょ
うか。監事は入らないですね。

○事務局

はい。法律上の会議の役員は、会長、副会長及び監事ですけれども、あくまでも会員であ
る役員ですので、その意味では会長、副会長だけということになるかと思います。また常
勤、非常勤については、会長、副会長になられる方のご意思というのが、まず第一だろうと
思います。例えば常勤になった時のお給料などについては、別途内規で定めることを予定
いたしておりますけれども、常勤、非常勤について何か、例えば総会の承認にかからしめ
るとかというような規定は現在は特にはないかと思っています。

○光石委員長

どうでしょうか。例えば、副会長がなると言って、申請があれば全部認めていいのか、例
えば、会長、あるいは役員会が承認しないとイケないことにするのか、これは何も決ま
っていないのでしょうか。

○事務局

そうですね。何かそういう規定は、今の段階には含まれていないかと思っています。

○光石委員長

これは、どうしますか。

○磯委員

今、川嶋先生がおっしゃったように、やはり財源にも関わるので、本当にその役員の方は
常勤であるべきなのか、しっかりと説明があって、総会で承認するのが筋かと思いました。

○光石委員長

総会にしますか。会長、あるいは役員会ではなくて総会で。総会にすれば、この上ないと

思います。どうでしょうか。

○磯委員

役員の間で決めるというのも、やはり会員にとっては不透明感が残るのではないのでしょうか。というのは、これから外部資金を獲得していく上で会員全員が努力しなければならないといった状況で、役員だけで決めてしまうと、どこかで不満が出てくるのではないかと思います。

○光石委員長

そうですね。

○川嶋委員

それで、あとは職務専念義務とか、兼業の問題とか、そういうこともおそらく明らかにしておかないと、今、磯先生がおっしゃられたような、やはり不透明感を拭えないと信頼の問題に関わることになるかとも思いました。

○光石委員長

兼業許可を誰が出すのか、クロスアポを可能とするのか、そのような議論もあると思います。常勤の長は兼業を認めないが、副の兼業はあるというのは割とあるかもしれません。これも恐らく何も規定がないと思いますので、私達が決めなければなりません。法律上はクロスアポも可能でしょうか。

○事務局

そうですね。特に何か明示的にダメですとかいうようなことは書いてはいないかと思います。

○光石委員長

兼業をどうしましょうか。案を作成して、また皆さんにお示しすることにしますか。今、もし皆さんのお考えがあれば、伺っておくと案を作りやすいと思います。

○明和委員

役員の構成ですけれども、会長特別補佐も役員に入るのでしょうか。

○光石委員長

私の認識では入らないのではないかと思います。役員は、法律で規定されているのではないのでしょうか。

○事務局

はい、おっしゃる通りでございます。法律上、会議の役員は、会長、副会長及び監事と
なっています。従って、この三つの役職だけでございます。ただ、役員会の構成員と
いうのは、またそれは別でございます。役員会は会長、副会長及び役員以外の会員の方か
ら会長が指名する者をもって組織すると書いていますので、役員会という名前ですけれど
も、役員会メンバーは必ずしも役員ではないという、ちょっとそこはねじれが生じていると
いうことでございます。

○明和委員

ややこしいですね。確認しておいた方がいいかな、という気がします。光石会長がおっ
しゃったように、クロアポにまつわる問題は大きくて、大学、部局等によってはクロアポを
認めてないとか、いろいろあると思います。ここも議論が必要だなと感じました。

○光石委員長

はい。大学側が認めるかどうかと、日本学術会議側が認めるかどうかかと思います。

○川嶋委員

そうですね。すみません、よろしいでしょうか。確か、この役員が常勤というのは、法
律にはなかったと考えてよろしいでしょうか。

○光石委員長

書いてあったと思います。

○川嶋委員

書いてありましたか。会長が常勤の者も認められるというのは、有識者会議の意見なんか
ではあったような感じがするんですけども。ありましたか。すみません、ちょっと何条
か。

○光石委員長

事務局お願いします。

○事務局

特に常勤については、法律上は規定はなかったかと思います。

○光石委員長

なかったですか。会長はあったように思ったのですが。

○川嶋委員

そうなんです。私も、それは有識者会議の意見かなにかの中に、会長についてはあったような気がしたのですけれども、副会長があったか、ちょっとわからないですが。例えば独立性を高めるとか、イニシアティブを発揮していただくとか、なんかそういう感じで、常勤というのはあり得るという意見があったように思うのですが、ちゃんと見ているわけではないので、申し訳ないです。だから法律に規定があるのだったら、内規を作る意味というのは大きいと思いますけど、なければ、私はむしろいらないのではないかと思います。仮に法律にあったとしても、内規を作らなければ事実上休眠状態になり得るので、その方がクロスアポイントメントの問題とか、利益相反行為とか職務専念義務とか、ややこしい話が出てなくて、財源もそれほど圧迫しないことになるので、ただし書きはいらないのではないかと思います。ただこれについては、いろんな考え方があるかと思います。

○光石委員長

なかったでしょうか。ではどうでしょうか。非常勤と規定すると常勤とすることはできなくなります。

○川嶋委員

ただ、会則ですから、必要になったら変えればいいだけの話だと思います。

○光石委員長

もちろんそうです。

○川嶋委員

違法なことは多分できないと思いますけれども、そうでなければ、疑念を生みそうなことはやめた方がいいような気がします。ただ、皆さんのご意見に、私は従います。

○光石委員長

有識者懇談会の最後の報告でしたか。

○川嶋委員

何かあったような。そっちの方に。

○事務局

事務局でございます。有識者会議の最終報告書ですけれども、学術会議の使命、目的の拡大・深化、法人化後に想定されるマネジメント等に係る業務量及び責任の増大を考えれば、会長を常勤とすることにも十分な理由が認められるが、懇談会における議論の結果、会長は常勤、または非常勤の一方にあらかじめ限定せず、勤務形態を弾力的に設定することが、クロスアポイントメントの考え方も取り入れながら適時適切な人材を確保するためには適当で

あるという結論に達したとなっております。

○川嶋委員

なるほど。

○光石委員長

なるほど。有識者懇談会の報告でしたか。会員は非常勤とするといいと思います。当面の間としますか。

○川嶋委員

それだったらみんな常勤だったらお金がなくなる。

○光石委員長

予算が大変なことになりそうです。規則なので、もちろん変えることはできますが、これを持ち出すのは勇気が必要かもしれません。

○川嶋委員

はい。そう思います。

○光石委員長

有識者懇談会の報告にも書かれているようにという理由は示すことができます。

他の方がいいかでしょうか。今後の細かい話は議論を始めると際限がないので、次期申し送りでもいいかもしれません。

○川嶋委員

もし何もないければ、別の話題でよろしいでしょうか。

次の行ですけれども、「連携会員、その他委員会が定める者、その他委員会が定める者が会員の候補者の候補者を会員候補者選考委員会に推薦することができる。」という、この表現ですけれども、ここでおっしゃりたいことは、多分会員の候補者となるべき者というような意味で、候補者の候補者という言葉が使われているということよろしいでしょうか。

○事務局

こちらですけれども、法律上、会員の候補者を会員候補者選定委員会が選定すると書かれていますので、要は、ここで推薦いただく方は、その会員の候補者のベースになる、候補者の候補者なので、ちょっとくどい書き方ですが、こういうような書き方にさせていただいているということでございます。

○川嶋委員

なるほど。会員の候補者となるべき者という表現だと不適切になるのですね。

○事務局

そうですね。

○川嶋委員

なるべき者を決める、決めるのは選定委員会だということになるのですかね。

○事務局

はい。選定するのは会員候補者選定委員会ということになります。

○川嶋委員

なるほど。

○光石委員長

まずはタイポではないということです。色々な文章で、かぎ括弧をつけることについて、あまりつけすぎるとよくはないですが、会員の候補者というのが一つのかたまりで、その候補者ということで、この場合にはかぎ括弧を付けた方がわかりやすいかもしれません。

○川嶋委員

あるいは、会員の候補者となるべき者、なるべき候補者、なるべき候補者はちょっと重複していますかね。「の」で繋がっているので、ちょっと不思議な感じがします。このあたりはそうですね。もちろん、異論ございません。そういうふうを書くのが、こう書くのが一番正確なので、要は正確だということでしょうから。

○光石委員長

実際には規則に落とし込まれますので、その表現がどうなるかによるかと思います。

○川嶋委員

法制局に問い合わせさせていただくとか、適切な表現を。これで、もちろんいいとは思いますが、すけれども。

○光石委員長

次の業務の箇所はいかがでしょうか。地方学術会議が地区会議と紛らわしいということですが、地方学術講演会と変更してしまって大丈夫でしょうか。今日もちろん結論出さず、規則を見て再度考えることでも構いません。

○磯委員

はい。前に申し上げたのですが、地区会議はどちらかというと、学協会でいえば理事会のような位置づけで、地方学術会議はどちらかというと学術集会の位置づけとなるので。この地方学術会議というのは、いわゆる地方創生、地方活性化といった当時の国の方針から位置づけられたと聞いています。その名称は大きく変更しない方が良いのではと思いますので、地方学術会議集会とすれば、集会が主になるのがわかるのではないかなという意見です。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。地方学術会議集会は、馬から落馬のような感じもしないでもないです。他の方は感じませんか。地方学術集会としてしまう、あるいは会議を残した方がいいでしょうか。

○三枝委員

実態に合わせるという意味では、地方学術集会とすれば、明確かなと思います。磯先生がおっしゃるのは、地方学術会議として、学術会議の役員メンバーとそして地方における、その地方のリーダーの方々との間で、意味のある意見交換会を行ったりすることにより、双方により良い役割を発揮できるような情報を流通する、というようなことがあると思うので、「会議」を除いてしまうとステータスが下がるというような、そういうこともあって、前回は会議を取らなかったような気がするのですが。重要なのは、毎年、毎年、ルーチンのようにやらなければならない、持ち回りで、次は何々地区お願いします、次は何々地区お願いしますと持っていくのではなく、必要と思われるときに、意味のあるテーマでできるということが重要かと思うので、地方学術会議のまま、あまり義務を書かないで、そのまま置いておいて、それでやれるようにするか。もしくは、ここで思い切って地方学術会議というものを定めた歴史はあるけれども、実態に合わせて、地方学術集会に変えてしまうか、どちらかかなと思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。条文がどうなっているか見ました。例えば、19 ページに地方学術会議について、学術会議は、地方における学術の振興を強力に促進し、もって日本の学術の更なる発展を図ることを目的として、地方学術会議を開催する、となっています。地方学術会議が組織を指すとする、少々おかしく、地方学術集会を開催するという表現になるかもしれません。もちろんあくまでも今は案です。この条文を見たときに、どういう名前にしておくのがいいのか、ということかと思います。いかがでしょうか。

○磯委員

外から見た時に一番わかりやすいのは、地方学術集会だと思います。ただ、地方学術会議の成り立ちを見ると、地方活性化ということを強く意識していたので。この名称を残すべき

が残さないかというのは私も迷っているのですが、外から見た時、地方学術集会として、必要な事項は役員会が定めるとする形が、私はいいいのではと思います。

○光石委員長

ここの条文だけを見ると、地方学術集会にしても、問題はなさそうに思えます。今期も地方活性化は重要なテーマに挙げています。

○磯委員

その時、細則をどう変えるかということになるかと。

○光石委員長

そうですね。とりあえず、地方学術集会と変更することにして、不具合があればまた戻す等考えましょうか。

○三枝委員

はい。異議ありません。

○光石委員長

他にはいかがでしょうか。もし、業務のところで特になければ、中期的な活動計画、あるいは連携会員のところで、何かあればと思います。シンポジウム、フォーラムは業務のところで、今度名前と定義が変わりますので、後で説明がありますか。

参考のところは、事務局今日どれくらい説明しようと思っっていますか。それともそこは見えていただくことにして、例えば、資料の32ページにもう飛んでもいいのでしょうか。

○事務局

この4、5ページでご説明いたしました会則の現物と申しましょうか、実際の案文でございます。真ん中の部分が新会則の案文ということになっております。基本的に、これまでの会則をそのままとしているような部分については、説明を割愛させていただいておりますけど、基本的に今4ページ、5ページでご説明したものをそのまま案文の状態にしておりますので、もし、この規定、実際どういうふうに書いているのかと、ご懸念点がある場合には、それぞれこのページをご覧くださいだけばと思っておりますので、特に事務局として、追加してご説明することはないかと考えております。

○光石委員長

いいですか。この委員会ではしっかりと目を通しておかないといけないと思います。ここは、目を通していただくとして、次回にもし何かあればということにしたいと思います。32ページに行ってもいいでしょうか。

○川嶋委員

ちょっとよろしいでしょうか。実はさっき、会員のところにも出てきたのですが、この連携会員の一番最後のところに、弁明の機会を設けた上で、という、こっちは解嘱、委嘱を解くということになっていきますけれども、この手続は私は非常に重要だと思いますが、この弁明の機会の細則か、そういうのはないですね。多分、今までそういうことはおそらくなかったから。これについての細則を内部で作られているとかいうことはないということでもよろしいでしょうか。例えば書面、または口頭でとか、あるいはその何日以内にと、誰がとかというのはここに書いていようけど、委員会がということで、この細則はないということでもよろしいですね。

○事務局

そうですね。この弁明の中身について、さらに詳しく定めたような内規はなかったかと思っています。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。いや、ないにこしたことはないのですが、ただ、場合によったら考えておかないといけないかなと思いました。それから、時間のないところで申し訳ないですが、ここに書いていただいているように、「著しく不適當な行為」というこの表現ですけれども、これ法律の独特の表現で、単に不適當な行為ということだけではなくて、その前に著しくというのが書いていますので、これはめったにない行為だということですから、あまり私がこんなところでこういうことを言うと、変なことをそそのかしていると思われるので、萎縮効果はないようにしていただくようお願いできればということです。多少、勇み足みたい感じで、結果としてそれちょっと適切ではなかったなとかいうようなことは全然問題ありません。本当にとってもひどい不適切、不適當な行為だけがこういう対象になるということです。余計なことで申し訳ないですが、「著しく不適當な行為」の認定はかなりハードルが高いので、不適當な行為を推奨するわけでは決してありませんが、決して萎縮して活動する必要はない、活動が萎縮される必要はないということを指摘しておきたいと思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。細則に書くのか、どこに書くのかは議論のあるところかもしれないと思いますが、著しく不適當な行為というのは、どういうものが当たるのかということを規定しないといけなくなる可能性があります。例えば、日本学術会議の名誉を著しく傷つけたなど。

○川嶋委員

そうですね。例示の形で書く必要あるかと思いますが、それが一人歩きするとまた問題ですし、逆に抽象的な文言がここにどんと残っていると具体的に何なのかということで

委縮効果が生じる可能性もあります。それゆえ、何か、例をいくつか挙げて、その他著しく不適当な行為というぐらいに、もしするとしたら、しておいたらいいかと思います。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。各大学等でも、教員の除名などについては、いろいろ例があると思います。

○三枝委員

いや、ここは著しく不適当は著しく不適当のままでよろしいのではないのでしょうか。というのは、例をあげても、多分その事例に全く合わないものもあるでしょうし、これなんですかと聞かれた時には、意図してお金を流用したとか、あるいは全く事実がない研究成果があるといった形で捏造、悪用したとか、そういう意図して行った不適当な行為というふうに、私の頭の中には入っているのですけど。間違っとかミスタイクとか、そういうものではありませんというように、ご説明すればよろしいのではないのでしょうか。

○光石委員長

はい、そう思います。ありがとうございます。例えば、現在知り得る知見に基づいて、意思の表出を行ったとき、それが間違っていたのではないかというようなことで、解任されるようなことはないという、その説明は重要と思います。

○磯委員

川嶋先生にお伺いしたいのですが、不適当な行為というのか、不適切な行為というのか、法律上どちらがよく使われるのでしょうか。

○川嶋委員

これ多分法律に条文があったのではなかったでしょうか。

○事務局

会員については、法第 32 条に、会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる。総会は、前項の規定による解任の求めがあった場合において、当該会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができる、と規定されています。

○磯委員

法律にも不適当と書かかれてあるのですね。

○川嶋委員

民法、民事訴訟法などでは、「適当」という言葉が使われます。ちょっと日常用語では、適当というといい加減みたいに思われるのですが、これがまさに法律上は適切という意味合いで適当が使われますので、これでよろしいのではないかと思います。

○磯委員

わかりました。ありがとうございます。

○明和委員

この点について考え出すとキリがないですけれども、大学でもこうした問題が頻繁に起こっていて。例えば盗撮となど、学術的な問題以外にもいろいろあるのですけれども。その時に、解嘱を求めるとか、どんな処罰を与えるかというのは、第三者的な立場の方も入って、処罰を決定することが基本だと思います。ここでは役員会、そして会長が解嘱を一任されるみたいな形で大丈夫でしょうか。会長の責任がかなり重いというか、不安を感じました。

○光石委員長

連携会員選考委員会の決定と言っていいのかわからないですが、その決議に基づいて、役員会および会長が決定することになると思います。この会員選考委員会とは、例の20名の委員会を言うのでしょうか。それとも今度新しく作る委員会を言うのでしょうか。

○事務局

会員と連携会員で分かれていますけれども、会員については、ある程度まではもう法律で書かれているのですけれども、まず解任を求めることができるのが会員候補者選定委員会です。会員候補者選定委員会というのは、今度本則において置かれる、まさに会員の候補者の選定をする委員会でございます。こちらは、現在の候補者選考委員会の委員の方が3年間は委員になられて、3年後は会員の中からメンバーが選ばれるという委員会でございます。この解任の求めを踏まえて総会が解任をすると、最終的には総会が決定することになります。それが会員でございます。

一方、連携会員については、規定上は30ページのところにございますけれども、役員会が解嘱を求める、先ほどの会員候補者選定委員会の役割のところは役員会になっています。その際に、連携会員選考委員会、これは連携会員の選考をするために置かれる委員会で、役員会附置にすることを予定しておりますけれども、この連携会員選考委員会の意見を聞かなければならなくて、その連携会員選考委員会がご本人の弁明を受けます。その意見を聞いた上で、役員会が解嘱を会長に求め、会長が解嘱するという手続きになっております。

○光石委員長

はい。その時に第三者的な方というのは、この連携会員選考委員会には、入るのでしょうか。

○事務局

そうですね。ここは役員会附置ですので、基本的には内部の組織かなとは思いますが。

○光石委員長

そうですね。

○事務局

内部の組織ですから、逆に言うと、外部の人にすると決めることもできると思います。

○光石委員長

何か委員会を別に作るというのもあり得るかもしれないと思います。懲罰委員会のようなものを。

○川嶋委員

今の明和先生のお話というのは非常に重要なことだと私は思いました。それで、おそらく事務局の方でこれを作っていた際には、会員の場合には 32 条 3 項ですかね、総会が結局最終的に介入することができるという、こういう規定になっておりますので、おそらく、それとのバランスで連携会員のこういう規定を置かれたのではないかと思います。その時に総会がと書いてあるのは、ある意味でいいと言いますか、最初は総会が結局選んだこととなりますので、選んだところで解嘱をします。それはそれで筋が通っていて裏表の関係にありますので、それはそれでいいと思います。

それから、ちょっと手前味噌で申し訳ないですけども、おそらく法学委員会に属してくださる人の中には、弁護士の資格のある人が何名かいるということになるかと思います。おそらく、その外部の方の中立的な目が必要になってくるというのは、内部でお手盛りとか、揉み消すようなことはしてはいけなくて公明正大にやらないといけないということです。それはある意味で法に従って行うということにもつながると思います。総会でやるということは、そこに法学委員会会員が加わるということでも、合法性を担保できると思いますし、それとのパラレルに考えれば、この連携会員選考委員会でしたか、この中に、例えばこういう問題が実際に生じた場合には、法律系の人を一人、アドホックに入れるとか、何かそういう形で法的にも遺漏がないように、そのプロセスをきちんとされれば、私はそれでいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○光石委員長

はい。明和先生、いかがですか。

○明和委員

それがいいかな、と思います。こんなことがあってはならないのですが、少し気になるの

が、本題から離れますけど、日学に対する社会的な目というか、存在意義というのがあまり一般に認知されていない。法人化の時にも露呈したように、信頼を得られていないといいですか。そのリアルを感じた時に、しっかりとした責任を果たす組織であることが、内側からも外側からも見えるような体制は必須かと。今すぐに決める必要はありませんが、こうした点をしっかり整えておくことは大事だと感じた次第です。

○川嶋委員

ちょっと今の続きで、申し訳ないですけど、前回もちょっと申し上げたのですが、明和先生の今のお話をリフレインしていくと、お金はかかるのですけれども、やはり何かそのコンプライアンス室みたいなものを、この日学の中に設けておくということは必要ではないかと思いました。もちろん、何か問題があった時の外部通報窓口であるとか、公益通報の窓口を外に設けるとか、もう細かいことを考えれば、いろんなことがこれから必要になってくると思います。それは事務局の方がこの前おっしゃられたように、新たな独立した組織を作るときに、組織全般の問題として、検討していくというようなこともおっしゃっていたと思いますので、その一環なのかなと思いました。ありがとうございます。

○光石委員長

はい。健全な組織であるとする、こういうものが必要であるというものは当然設けるという話ですね。

○川嶋委員

そういうことです。

○明和委員

川嶋先生、明和です。一点お聞きしていいですか。役員が常勤であるという定義でしたよね。

○川嶋委員

いや、役員は常勤になれるという規定はもうやめたのではなかったでしょうか。

○明和委員

その立場の違いも重要かなと思っています。常勤の会員、常勤ではない会員としての連携会員、多様な立場にある会員が何か問題を起こしたときに、日学がどこまで説明責任を負うかという点についてはグラデーションがあると思います。

○川嶋委員

はい。確か常勤をもうとりあえずなくしたということで、申し送りみたいな形にしたということよろしいですね。

○光石委員長

はい、そのように認識しています。

○川嶋委員

明和先生がおっしゃられた通りだと思いますので、やはり非常勤であれ会員、それから、連携会員というものは、きちんとしているというようなことを、会員任命拒否問題や法人化問題などで組織として脚光を浴びることになりましたので、脚光を浴びることになったから、逆にこれから大変になってくとも思われますので、それに対する対策はきちんとやっていく必要があると思います。この際、広報も含めて前向きに考えることが重要だと思います。そのためにきちんと補助金を取っていただくという、中期的な計画も立てていただければ、よろしいのではないかと思います。

○光石委員長

はい。今も非常勤ですが、会長はやはりそれなりの責務があります。
先程の細かい規則は目を通していただくとして、32 ページのところに移っていいでしょうか。32 ページからの概略のところについて説明をまず事務局からしていただいて、その後、意見交換をしたいと思います。事務局、資料3の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは資料3についてご説明させていただきます。役員会決定等の案についてということでございます。先ほどの会則については、総会決定ということになりますけれども、こちら、今で言うところの幹事会決定の規程ということになります。現在、幹事会決定等の内規たくさんございますけれども、当然、何もしなければ、法人化に伴い、廃止、効力を失ってしまいますので、必要なものについては、改めて新法人において定める必要がございます。このうち、新法人において、改めて検討した上で、ご決定いただくことで間に合うようなものについては、特に現体制でご検討いただく必要はないかと思いますけれども、中には法人成立後、直ちに開始する業務にかかるようなもの、つまり10月の段階で速やかに、もう規程がないと困るようなものがございまして、こういったものについては、本委員会でもご議論いただいた上で、成立時総会でお諮りして、案として決定していただく必要があるのかなと思っております。

今回、その一部をご覧いただくわけですが、その際の考え方としては、まずは現行の幹事会決定をベースにいたしますけれども、本委員会の中で見直した方がいいというようなご意見がいくつかありましたので、当然それについては内容に反映させていただいております。その他、実際の運用とちょっとずれているようなものについては適正化を行ったり、あと、同じような内容について、複数の規程でバラバラに規定しているような場合もありますので、そういったものについては、事務局の方で統合整理をさせていただいております。

具体的に何があるかというのは、36 ページに全部のリストがございますのでご覧ください。このうち、本日ご説明させていただきますのは、右から二番目の欄に黒い丸がついているものということでございます。順次ご説明させていただきます。基本的には 32 ページから 35 ページの概要に沿ってご説明させていただきますけれども、参考 1 として、それぞれの規程案の現物をお付けいたしておりますので、こちらの方も適宜ご参照いただければと思います。ちょっとお時間もありますので、できるだけシンプルにご説明させていただければと思います。

まず、日本学術会議傍聴規則。総会等の傍聴規則を定めるものでございますけれども、こちらについては、基本的にはこれまで通りでございますけれども、これまでなかった、オンライン傍聴のルールを新たに定めております。具体的には、傍聴用の URL、ID、パスワードを第三者に漏らさないとか、カメラ、マイクをオフにしないとかというような規定を追加するというものでございます。

続きまして、日本学術会議の運営に関する内規でございます。こちらは、いろんな内容が混ざっておりましたので、再整理いたしまして、一部、別の規程に持って行ったり、逆に他の規程から持ってきたりすることで、統合整理をしております。赤字で書いてあるところにあります通り、分科会、小分科会、小委員会の委員の委嘱について、これまで、幹事会の議を経て委嘱するとなっていたのですが、そこはもう行わずに、部等の推薦を踏まえて、会長が直接委嘱するような形に変更させていただいております。

続きまして、委員会等の議事要旨の公開等に関する規程。文字通り、議事要旨の公開について定めている規程でございますけれども、これについては、現行規程では、議事要旨については、遅くとも会議等開催後 8 週間以内に事務局の方に提出いただいて、事務局の方で、遅くとも会議開催後 9 週間以内にウェブサイト公開するとなっております。これを迅速に議事要旨を公開するという観点から、事務局にお出しいただくのが、1 か月以内、それから、事務局が掲示するのが、ご提出いただいた後、遅滞なく行うというように改正したいということでございます。

続きまして、日本学術会議アドバイザーと外国人アドバイザーについて定める規程ですが、これは内容に関わる修正を行っておりません。

続きまして、連携会員（特任）選考規程です。これはここに書いてある特任の連携会員の選考に係るいろんなルールについて定めるものでございます。ここについては、ちょっと内容に関わる部分がございます。次の 33 ページの表をご覧くださいと思うのですが、特任の連携会員については、現在、規定上、その人数あるいは割合の制限がかかっております。本委員会のご議論で、これを緩和してはどうかというご議論があったかと思っておりますので、そういう変更を行っております。まず現行は、分野別委員会と、その下におかれる分科会、これは国際対応分科会を除きますけれども、それについては、人数の制限が 1 名。それ以外の委員会等については、委員数の 1/5 相当または 10 人のいずれか少ない方に限るとというのが原則でございます。ただし、特段の事情がある場合においては、幹事会の承認を得た上で、分野別については 2 名、それ以外については委員数の 1/2 相当または 10 人のいずれか少ない方まで緩和していいですよというのが今の規定でございます。今回の変更案でござ

いますけれども、この例外、特段事情がある場合の方を、原則としてはどうか。つまり、分野別については2名以内、それ以外については1/2相当または10人のいずれか少ない方としてはどうかという案でございます。合わせて現行規定においては総数の制限もございまして、連携会員と連携会員（特任）を合わせた数の10%程度という制限があるのですが、この制限を撤廃してはどうかという案でございます。以上が連携会員でございます。

続きまして、機能別委員会運営要綱です。機能別委員会については、現在はそれぞれの委員会ごとに何々委員会運営要綱という形でバラバラに作っていたのですが、今回はそれを全部まとめて、規定したいと思っております。これは中身をご覧いただいた方がいいと思いますので、参考1の30ページをご覧ください。具体的にこういう形で、表の形で、それぞれこういう委員会を置くということを置いております。ここに列挙されている委員会は、前回、委員会のところでご説明させていただきました、機能別としておいてはどうかという委員会をそれぞれリストアップしております。本日、ご検討いただきたいのは、その真ん中の欄、構成でございまして、それぞれの委員会をこういう方々で構成してはどうか、また委員長については、ここに書いているような会長、副会長の方をお願いしてはどうかという案でございます。これが適切かどうかについては、ご議論いただければと思っております。

続きまして、分野別委員会運営要綱です。こちら内容の変更ではないのですが、現在の分野別委員会運営要綱は、別紙として、たくさんある分科会等を、全部リストとしてつけておりました。このため新たな分科会等を置くたびに、この要綱を改正していたのですが、フレキシブルにいろんなものを作ったり、やめたりということがあるかと思っておりますので、新要綱ではこれは要綱の一部にせずに、事務的な整理として一覧を作っておいて、それを順次変更していくということでどうでしょうかという案でございます。

それから、課題別については、現行のものを統合したりはしておりますが、特に内容に関わる修正はしておりません。

続きまして、日本学術会議地区会議運営要綱です。こちら、中身にかかるようなものというよりは、新しい委員会の名前に変えたりとか、その他運用に合わせた規定ぶりの変更を行っているところでございます。

地方学術会議開催要綱についても、ほぼ同様でございまして、現状に合わせた修正を若干行っております。

それから、若手アカデミー運営要綱、こちらは大きな変更がございまして、本委員会の議論で、年齢要件をこれまでの45歳未満から、50歳未満に変更するという案であったと思いますので、そのように変更いたしております。それから、現在の若手アカデミー会員の方は、45歳未満である会員または連携会員から積極的な参加意思を持つものを選考するとなっているのですが、委員会での議論を踏まえて、法律に規定する日本学術会議の目的を、若手アカデミーの活動を通じて達成しようと認められる方を選ぶ、ということを明記したという変更をしております。

それから、「緊急型」及び「早期型」の意思の表出並びに意見表明について、社会における突発事態の時に、迅速に意思の表出を行うための規定ですけれども、これについては特段変更を行っておりません。

それから、日本学術会議会長談話及びメッセージについて、これについても特段変更を行っておりません。

続いて、日本学術会議協力学術研究団体規程でございます。これについては、その承認について、今、幹事会の議を経てというような規定があるのを、それを外して、科学者委員会の承認を得た後、会長が決定するという規定にするとともに、附則の規定を置いております。これは、現在、協力学術研究団体である団体は、このまま放置しておきますと、10月1日をもって協力学術研究団体ではなくなってしまう。もう1回称号を与えなければならなくなりますので、そうならないように、現在の協力学術研究団体の方については新しい規定に基づく協力学術研究団体の称号を与えられたものとみなしますという、いわゆるみなし規定を置くというものでございます。

それから、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規でございます。これは先ほど会則（案）のところでもご説明させていただきましたけれども、これまでなかった多国間の学術国際交流、GサイエンスとかS20を想定しておりますけれども、これにかかる規定を新たに記載しております。その他、本委員会の方針を踏まえて、派遣者決定プロセスの迅速化、幹事会決定を会長決定とするとかいったようなもの、それから、これも以前、ご議論いただきましたが、共同主催する国際会議、これまで閣議口頭了解をとっていたものを役員会決定に変更すること。それからお話をいただきました、共同声明について、きちんと規程上に位置付けて、その承認手続きを規定すると、ちょっとこれは大きめの修正を行っているところでございます。

続きまして、日本学術会議における主催等の取り扱い等に関する規程でございます。こちらについては、現在のいわゆる学術フォーラム、それからシンポジウム等、それから後援名義、こういったものにかかる規定を一つにまとめているものでございます。ここはちょっと実態として変わった部分でございますので、35ページの表の方をご覧くださいと思います。

まず主催についてでございます。現在は学術フォーラムとシンポジウム等ということで分かれていますのですが、先ほどお話もありました通り、必ずしも名称とかにこだわる必要はなくて、あくまでも内容によって分けるということではないかということで、区分1と区分2ということにさせていただきました。区分1が現在の学術フォーラムにほぼ相当するもの、区分2が現在のシンポジウム等にほぼ相当するものとお考えいただければと思います。それぞれ規定上、開催主体が何になるのか、内容、それから要件、経費負担、人的支援などについて、こういうふうになりますよと、区分1については、開催主体は学術会議だけれども、2については、部以下になりますよとか、そういうことを規定上明確にしたということでございます。それから2つ目の変更点として、これはシンポジウム等についてご議論いただいたいたした時にも出ておりましたけれども、現在、学術会議の主催となっているものの中に実態としては、ほぼ学協会等が実務をやっている、あまり主催としての中身がないようなものがあるという話がございました。こういったものについては、万が一問題が起きた時の責任関係などにちょっと問題が生じる可能性もございますので、新たなカテゴリーとして共催というのを設けまして、これについては、開催主体が外部の団体ですということを明

確にした上で、そういったものについては、この共催の方で申請手続きを取ってもらうということを想定しております。それから、三番目の後援については、基本的な項目などは特に変えていないですが、これまでの後援という名前だけではなくて、他の名前でもご申請いただいても可能なようにしています。例えば協賛とかです。協賛というと協賛金とかいう形で、お金を取られるようなイメージにもなるかもしれませんが、あくまでもこれは名前だけの話でございまして、支援内容としては、後援と同じ、名義使用の許可のみということを想定いたしております。

続きまして、サイエンスカフェの開催手続きに関する規程でございまして。これも特に中身は変えていないですが、現在の文章がガイダンス的と申しましょるか、文章になっていますので、それを規程のような形に直したということが一つ。それから、これまで、書いていなかったですけども、具体的にどこが費用負担ができるか。具体的に言うと、予算の範囲内において、会員及び連携会員の旅費及び手当、外部講師等の旅費、その他別に定める経費を学術会議が負担することができることを明示しております。

それから、各賞候補者推薦対応要領です。こちら手続き等の修正はないですが、これまでの規程が、各賞候補者推薦依頼対応要領となっていた通り、あくまでも外部の団体から候補者を推薦してくださいと言われた時に対応する規程だったのですけれども、別に推薦依頼を受けなくても、学術会議として、この賞に対して推薦したいということもあり得るかと思っておりますので、そういった場合にも対応できるような規定振りに変更いたしております。

続きまして、外部委員候補者等推薦依頼対応要領です。こちらは外部の団体から、委員会の委員の推薦などをお願いされることがしばしばあるかと思っております。これまで根拠となる規程はございませんでしたので、先ほどの、各賞候補者の推薦と横並びのような形で新たに規程を置くものでございます。

それから、日本オープンイノベーション大賞要領、それから「共同利用・共同研究拠点」の認定に係る要望への対応要領で、これについては特に内容にかかる修正はしておりません。

最後に、日本学術会議補助金交付要綱でございまして。これはちょっと性格の違うものでございまして、日本学術会議が、法人化に伴いまして、今後、国の方からいただくお金については、補助金という形になりますので、その交付のルールを定めるものでございます。こちらは、補助金を出す側である国、つまり内閣総理大臣の決定ということで、こういう案が来ております。内容については、基本的には一般的な他の特殊法人などの例をもとに作っているもので、特に飛び抜けて違うものがあるわけではないのですけれども、あえて申し上げると、この116ページの別記というところをご覧ください。これがその補助金の、いわば明細、区分けでございまして。大きく分けると会議活動経費、会員の方にお支払いするようなお金である会議活動費と国際分担金と、共通経費、我々職員の給与等と業務運営、例えばシステムの運営とか、いろいろ物品を買ったりするためのお金に大きく分かれています。これまでのような、手当とか謝金とか旅費とかいった細かい区分けがなくなっていますので、その分、フレキシブルに、お金がお使いいただけるのかなと考えているところでございまして。ご説明は以上でございまして。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。33 ページの連携会員（特任）の人数制限は、かなり緩和することにしようとしています。今ちょうど画面共有されている表の一番右のところについて、これでいいかどうかご意見いただければと思います。例えば、分野別委員会、分科会を2名としているのは、今まで特段の事情がある場合にはそうなっているのですが、2という数字に何か意味があるのでしょうか。どういう事情でこうなったのでしょうか。

○事務局

そうですね。今の規定というのは、委員会及び分科会等にかかる連携会員（特任）の選考のあり方についてという幹事会決定で決まっているものですが、特になぜ2名なのかは分からないかと。

○光石委員長

あまり増やすのもどうかとは思いますが、現行の最大のところにしてはどうかという案と思います。

○三枝委員

私たちの分野は連携会員（特任）を入れさせてくださいと今までもずいぶん長く頑張っていて、いや、無理ですと言われていたので、想像しますと、分野別委員会は30 ぐらいありますので、そこに例えば2名ずつ、最大入れられるとするとそれだけでも60 名になってしまうわけで、普通の連携会員はそれなりに厳しい審査の上、選ばれているのにも関わらず、分野別委員会に必要なだからといって、委員会のメンバーが入れたい人を入れてしまうというのはどうだろうかと。連携会員全体に対する割合があまり多くならないようにとじていたと思っておりまして。でも、今まで1名だったのが2名になるので、だいたいいいと思うのですが、それで、一つお願いがありまして。この今出している法人化後（案）のところの右側のところで、分野別委員会、分科会等の後に、左側の現行と同じように、（国際対応分科会等を除く）という括弧を入れておいていただけませんか。参考資料の1の方を拝見しますと、本文の方には、今まで通り、入っておりますので、本文の方は問題ないですが、それがありませんと、国際対応分科会には実態としては、2名とか1名を超える人数を入れているところがある場合があり、それがないと現状でも困ってしまうところがあると思います。

○光石委員長

はい。ありがとうございます。小委員会はどうなりますでしょうか。

○三枝委員

小委員会は会員、連携会員以外の方も、もともと入れますので、特に連携会員（特任）に

しなくても委員になっていただくことができます。

○光石委員長

小委員会は制限がさらに緩いということですね。ありがとうございます。

このページの下の方で、地方学術会議は、先ほど地方学術集会としてはどうかということにしました。39、40 ページのところで、日本語表現として若干合わなくなるところもあるかもしれません。そこは事務局で見ていただければと思います。そのままでいいかもしれません。

他に何かお気づきの点ございますか。

これも細かい話ですが、Gサイエンスと S20 が、規則の中に出てきますが、これらは正式名称でしょうか。これは、国際室に聞いていただければと思います。Gサイエンス学術会議も S7 と呼んでいたりもしますので。S20 は S20 が正式名称かもしれません。

○川嶋委員

傍聴規則のところですけども、これ総会の傍聴規則がオンライン対応で変更されたということですけども、これは、部とか委員会の傍聴規則というのもあるのでしょうか。それも公開ということになっていますので、そこはどうなっているのでしょうかということです。オンライン対応をそっちもする必要があるのではないかと思ったものですので、お聞きいたしました。

○事務局

はい。運営内規の中で、第 19 条という規定がございまして、その中に、部会等の傍聴については、この傍聴規則の規定を準用するというような規定を置くことによって、これがそのまま使えるようにすることを予定しております。

○川嶋委員

すみません。何の 19 条っておっしゃられましたか。

○事務局

運営内規です。ページにすると、参考資料 1 の 9 ページ。第 19 条です。ここで、部会等の傍聴については、傍聴規則の規定を準用するとしております。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。

○光石委員長

確認します。日本学術会議の会議体は基本的にはすべて公開と思います。非公開とすることができるとはありますが。

○事務局

そうですね。現行の規定ということで申し上げますと、それぞれ、現行の会則で、総会については、総会はこれを公開するという規定が第 18 条第 4 項というところにあります。その規定を、例えば幹事会だったら第 26 条に、18 条の規定を準用するとかいうような形で、それから委員会についても、第 31 条において第 18 条の規定を準用するとなっていますので。要は総会の規定をそれぞれ引っ張ってくるような形で各会議は原則公開ということが決まっているということかと思います。

○光石委員長

確か何回か前に本件について議論し、明示的には書いてないが、手繰ればそうであるということがわかるというようになっていたと思います。

○三枝委員

資料 1 の 33 ページの方に戻ってしまうのですが、事務局からお話のありました通り、分野別委員会等の要綱の一部としていたものを、そうしないで一覧表を作るだけにするといったような、手続き、事務作業の簡素化は大変賛成いたします。他にも、実態としての活動に影響のないような簡素化は、この機会にも思いっきり進めていただけたらと、希望しております。

あとは、この同じページの一番下のところですが、若手アカデミーについては、45 歳未満から 50 歳未満に変更するということが望ましいのではないかとということとセットで、若手アカデミーの年齢要件を上げるというような話をしていたと思います。多分、若手アカデミーの話は次回になるのかなと思うのですが、若手アカデミーの小野代表などから、若手アカデミーがどうなるのかについて、学術会議のメンバーの方々と少し意見交換したいというような要望も伺ってありましたので、また、事務局および四役会議の方々とも相談させてもらえればと思っております。以上です。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。何か特別に若手アカデミーからの要望があるのでしょうか。聞かないとわからないですが。

○三枝委員

はい。年齢要件を 50 歳未満にした大きな理由としまして、45 歳未満ですと、連携会員になれないような分野が実際にあるというようなお話をしまして、しかしながら、50 歳未満に年齢要件を引き上げたとしても、総会資料にあるように、40 代半ば以下の人数が多くなるようにすることが良いというような考え方もついておりますので、いきなり 45 歳から 50 歳の人がたくさん入ってきて、今までのアクティブな若手の人たちの活動がだいぶ変わってし

もうというようなことはないと思っています、と私の方からも説明をしております。ただ、やはり、世界のヤングアカデミーと付き合っていると、もっと若い人たちがどんどん出てきているのに、日本だけ、シニアの方に年齢要件が上がってしまうのか、というところに若干心配もあるようなので、そこをコミュニケーションをよく取れば、私としては大丈夫ではないかなと思っています。

○磯委員

実際、若手アカデミーの現構成員の中で、第二部でも疫学と基礎医学の先生はそれぞれお一人ずついますが、問題は、臨床医学の先生がキャリアのこともあって入りにくいということとを尾崎先生からも話されたので、そういう方がもしかしたら1～2名入ってくる可能性があります。尾崎先生、何か追加コメントがありますか。

○尾崎委員

もうすでに磯先生からおっしゃっていただいた通りで、全ての分野でという意味ではなく、あくまで臨床医学系では研修制度や専門医制度等のキャリアパスとの兼ね合いもあり、40歳台前半での参加は現実的に厳しいと考えております。

○光石委員長

ありがとうございます。ある外部評価委員の方から博士を取って何年という規定にしてはどうかということも言われていますが、小野代表からは、ライフイベント等を考える時に実年齢で区切る方が实际的ではないかということと言われており、今のような提案にしようとしているところです。いずれにしても、若手アカデミーの方と一度意見交換をしておくほうがよいかもしれません。ありがとうございます。

○明和委員

少し話が変わりますが、34ページにおいて主催、共催、後援と、明確に定義付けいただいたのはすごくわかりやすくよいと思いました。35ページの表を見ますと、まず1点目の質問は、共催を認めるかどうかは役員会で決定する、ということによろしいでしょうか。

○光石委員長

今は、今の幹事会で、その依頼が出てきた時に、それを認めるかどうかというような審議をしているという意味です。ただし、一般の定義と合っているかどうかということはよく見ていただければと思います。

○明和委員

表を見ると、共催の場合には講堂使用可になっています。これは共催であれば日学の施設を無償で使えるという理解ですか。

○光石委員長

今後どうするか、無償にするかどうかは議論のあるところだと思います。

○明和委員

同じように後援が講堂使用不可になっているのですけど。法人化されましたので、お金を払えば使用可能、ということも考えなければいけないのではないのでしょうか。一律的に共催だと可、後援だと不可ではなく、こういった条件であれば、この施設を借りられるか、学術発展のために借りられるかの議論はあってもよいのではないのでしょうか。

○光石委員長

はい。ありがとうございます。事務局、何か意見ありますか。

○事務局

講堂の使用でございますけれども、まず大前提としては、講堂を含みます、この日本学術会議の庁舎というのは、法人化後も国の施設でございますので、基本的には学術会議の業務に使うという前提で学術会議が使用することになります。ですので、共催であれば、共に開催するということで、講堂をお使いいただくということもあるのかなと思いますけれども、なかなか後援となりますと、後援しているだけであって、外部の方が外部のご責任で行われる会議となりますので、そのために講堂が使えるかというのは、かなり難しい面があるのかなと思います。同じ理由で学術会議として講堂を使うことについて、お金を取ることはできませんので、当然その使用は無料ということになろうかと思います。

また共催については、基本的には共催を希望する側の団体が、これを共催させてくださいとか、あるいは後援名義をくださいということでご申請をいただいた上で、学術会議の側で承認をするという手続きに規定上なっております。以上です。

○光石委員長

このような背景があるようです。

○明和委員

法人化になっても、この施設は、ハードは国のものということなんですね。

○事務局

はい。さようでございます。

○光石委員長

そうなんです。

○明和委員

はい、わかりました。ただ、学協会主体だけれども、日学が共催であるところの意味が、少し不明確な印象もありますので、役員会でどういう基準で共催とされるかについては、ある程度明確にしておいたほうがいいのではないのでしょうか。

○光石委員長

はい。この表について、もう少し説明を加えた方がいい、あるいは何か修正があれば、今回でなくても構いませんので言っていただければと思います。

○明和委員

共催のところで、外部団体と表には書いてあるのですが、例えばNPOなど、学協会のみならずいろんな外部団体がありますので、このあたりは大丈夫でしょうか。

○光石委員長

共催なので、日本学術会議と同等にということもあり得るのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○事務局

規定上、許可基準が決まっております、共催等の名義の使用許可を受けることができる利用は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならないとなっていて、主催者が、日本学術会議協力学術研究団体、国の行政機関、これは独法等も含みます、それから地方公共団体、大学等の高等教育機関、宗教法人を除く公益法人、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関、それから学術会議が加入している国際学術団体または緊密な連携の必要性のある国際学術団体、各国の公的学術機関および学術研究団体です。それに準ずると認められるものとなっておりますので、ここで一つの、縛りがかかっているということになろうかと思います。

○光石委員長

共同主催ということもあり得るわけです。その場合には主催になるのでしょうか。

○事務局

そうですね。開催主体に学術会議が入るのであれば、主催ということになろうかと思います。

○光石委員長

普通に共催と言う時、共同主催というような時もあると思いますが、ここでは細かく規定を見ると明らかに違うということですね。

講堂と今書いてありますが、会議室も同じでしょうか。例えば、大会議室も。

○事務局

はい。国の施設としての、この庁舎を使うという意味では一緒でございます。小規模なものであれば、そういうことになるかと思います。

○光石委員長

庁舎の講堂及び会議室等という意味で、以下講堂等ということです。したがって、ここも講堂等にしておく方がいいのかもしれない。表も。

○事務局

承知いたしました。

○光石委員長

他はいかがでしょうか。実際には参考1があり、そこに具体の規則案があります。これも大部にはなりますが、お目通しをいただき、次回の6月19日金曜日に、もし何かあれば指摘いただければと思います。よろしいでしょうか。

かなり赤が入っている部分もあります。差し当たり、どなたからも手が挙がりませんので、本日の委員会は以上とします。次回は6月19日金曜日の14時からお願いします。その時には、今日議論できませんでした、例えば、人文社会科学の文言をどうするかというところもまた議論したいと思います。

今日は以上とします。ありがとうございました。